

胎内型ツーリズム推進協議会 301人会規約（案）

（目的）

第1条 胎内型ツーリズム推進協議会 301人会は、市民の参画型で、胎内市の豊かで美しい自然、伝統文化や食文化、バランスのよい農業と元気な農業経営者、全国に誇れる観光交流施設等の地域資源を活かした市民の交流並びに都市生活者との交流を積極的に推進することにより、市民が安心して、快適に、楽しく生活できるオンリーワンの地域づくりの実現等に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この協議会は、胎内型ツーリズム推進協議会 301人会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第3条 協議会の事務を処理するため胎内市役所内（胎内市新和町2-10）に事務所を置く。

（事務局）

第4条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するために事務局を置く。

- 2 事務局は、胎内市農林水産課の職員で構成する。
- 3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

（事業）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 胎内型ツーリズムの普及・啓発に関する事項
- (2) 地域資源を活かした魅力ある胎内型ツーリズム推進に関する事項
- (3) 地域における推進体制や集落コミュニティづくりに関する事項
- (4) 体験プログラムの策定や人材育成・活用に関する事項
- (5) 都市生活者のふるさと回帰の受入に関する事項
- (6) その他胎内型ツーリズムに必要な事項

（協議会の会員）

第6条 協議会の会員は、第1条の目的に賛同した個人、団体等を会員として構成する。

（届出）

第7条 入会する者は、その氏名及び住所（入会する者が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）を会長に届け出なければならない。

（役員の定数及び選任）

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第6条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼任することができない。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計会務の執行を監査する。監査した結果不正な事実を発見したときは、総会に報告することとし、必要があるときは、総会を招集する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでの間はその職務を遂行するものとする。

(役員の報酬)

第11条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、会長が招集し、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。

(2) 第9条第3項の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

2 規約の制定及び改廃に関する事項。

3 役員の選出に関する事項。

4 事業の推進に関する事項。

5 予算及び決算に関する事項。

6 その他重要事項に関する事項。

(総会の議決方法)

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長のするところによる。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 総会に出席した会員氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、当該総会に参加した会員の内からその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第3条の事務所に備え付けておかなければならない。

(組 織)

第16条 推進協議会の活動を円滑に行うため、以下の組織を設置する。

(1) 顧問

(2) 幹事会

(3) 部会

(顧 問)

第17条 協議会の目的達成のため、会長が指名し顧問を置くことができる。

(幹事会)

第18条 胎内型ツーリズム推進方針及び協議会の運営に係る事項について、実務担当者で協議できる幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、会員により構成され、会長が指名する。

3 幹事会は、会長が必要に応じて召集する。

(部 会)

第19条 協議会に、企画部会、農村民泊部会、体験学習部会を設置することができる。

2 企画部会は、本会の行う交流事業の企画及び検証を行う。

3 農村民泊部会は、民泊登録農家の拡大とその資質向上のための事業を行う。

4 体験学習部会は、体験メニューの充実に関する事業を行う。

(資 金)

第20条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金、その他の収入等とする。

(事業年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会が解散する場合の地位の継承)

第22条 協議会を解散する場合には、解散総会において、事前に地位の継承者を決定するものとする。

(その他)

第23条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年6月10日から施行する。

2 令和元年5月26日を始期とする役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、令和2年6月2日までとする。

附 則

この規約は、平成22年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月29日から施行する。